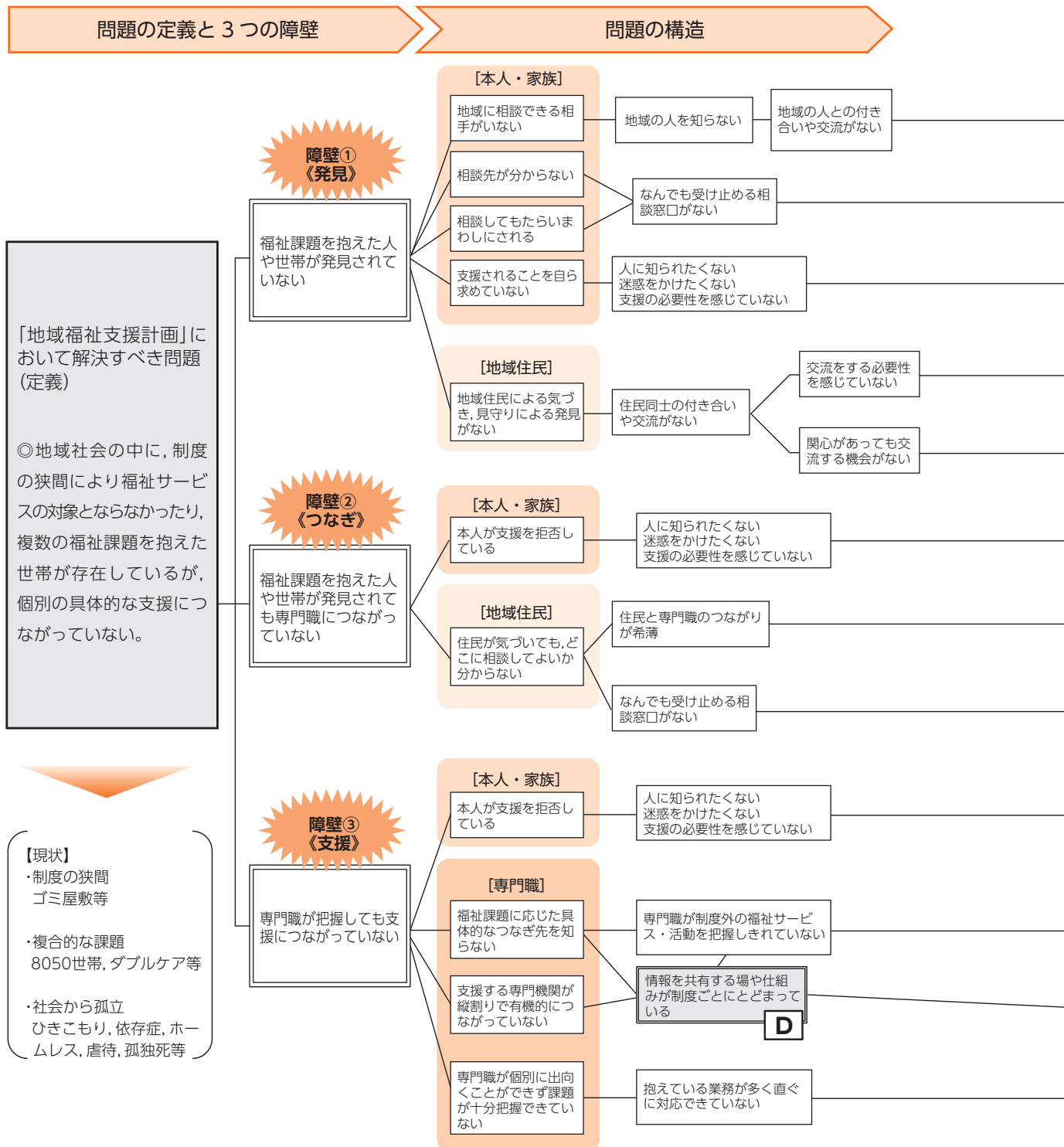


第4章 支え合いを進めるための土壌と仕組みづくり

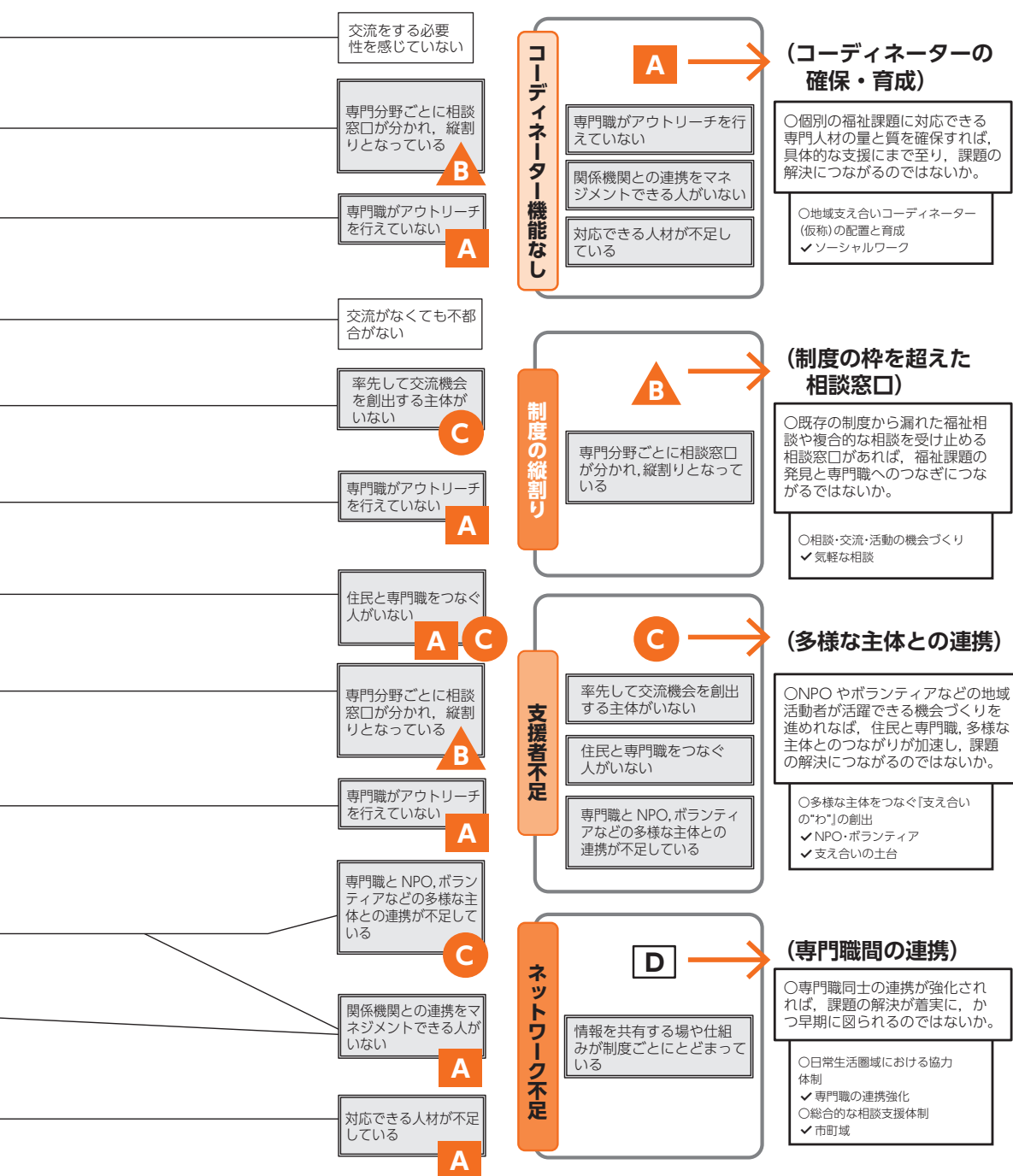
◇ 問題の構造化と解決策の仮説

○制度の狭間により福祉サービスの対象とならなかったり、複数の福祉課題を抱えた世帯がありますが、個別の具体的な支援につながっていないケースがあります。

○その支援につながっていない要因として、「発見されていない」、「発見されても専門職につながっていない」、「専門職が把握しても支援につながっていない」という3つの障壁があり、障壁ごとに問題を構造化し、解決策の仮説を整理しました。



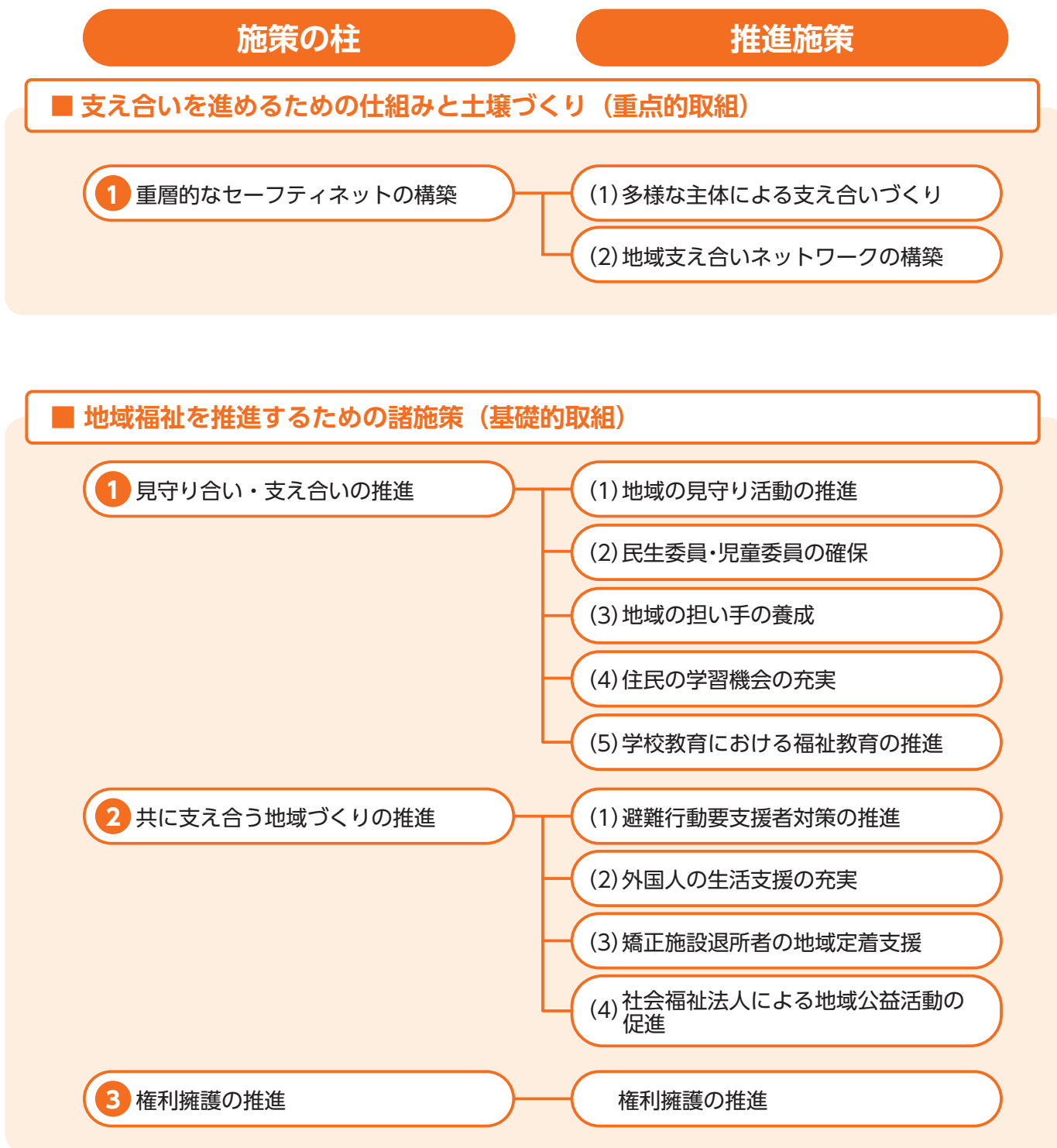
問題の構造 → 課題の分類 → 解決策の仮説



重層的なセーフティネットの構築

第4章 支え合いを進めるための土壌と仕組みづくり

◇ 計画の施策体系



1 重層的なセーフティネットの構築

複合的な課題や制度の狭間の問題を抱える世帯など社会的に孤立しがちな人達に必要な支援を届けるため、まずは住民と専門職、そして多様な主体が連携・協働して取り組むための土壌と仕組みづくりを進めます。

(1) 多様な主体による支え合いづくり

様々な生活課題に対して、公的な福祉サービスだけでは対応できないため、住民と多様な主体が協働したインフォーマルな支え合いによる新たなコミュニティづくりを進めます。

目指す姿

《5年後》

- 地域住民、民生委員・児童委員、地区社協、企業・ボランティア、NPOなど多様な主体からなるプラットフォームの形成が、市町の実情に応じて、身近な地域で進んでいます。
- プラットフォームでは、地域支え合いコーディネーター(仮称)等が解決したい課題や各々の主体が把握した地域生活課題を情報共有し、地域のニーズと協力できる主体とのマッチングが行われるなど、多様な主体が連携・協働した取組が始まっています。
- また、このプラットフォームでは、定期的に情報交換会を行い、地域の課題を共有することで、課題の解決に向けた新たな活動が生まれてきています。
- こうしたプラットフォームの情報交換会や交流・活動の場として、既存のサロン等が活用され、住民からの相談を受ける取組なども始まっています。
- また、プラットフォームの活動状況などを発信することにより、活動の場等へ住民の参加が進み、多様な主体による支え合いの土壌が整いつつあります。

《10年後》

- 地域住民、民生委員・児童委員、地区社協、企業・ボランティア、NPOなど多様な主体からなるプラットフォームでは、地域支え合いコーディネーター(仮称)等から受ける地域生活課題などへの対応も実績を重ねてきており、地域の活動者との関係性も深まり、直接地域の活動者と多様な主体が連携・協働した取組も出てきています。
- また、多様な主体が連携・協働した地域の課題の解決に向けた活動が各地で行われ、なかなか行動に移れない者等も巻き込みながら、地域リーダーや地域の活動者も育ってきています。
- 相談・交流・活動の機会づくりによって、住民は困り事を気軽に相談でき、多世代・障害者など住民が出会い、様々な交流や活動が生まれています。
- こうしたプラットフォームの活動に対する県民の認知度や関心度も上がり、一般の参加者も徐々に増加し、「支え合いの“わ”」が全県に広がっています。

第4章 支え合いを進めるための土壌と仕組みづくり

現 状

- 地域では、災害時の助け合いや、高齢者、障害者、子育て世代など日常生活上の見守り・声かけへのニーズが増加していますが、気づき・見守り・支え合いが減少し、地域の課題の把握と解決に向けて、自ら取り組むことができていません。
- 住民の課題が発見されても、既存のサービスのみでは解決が図れないものがあります。これに対応するには、住民の力を少しずつ借りて、支え合う仕組みが重要となります。
- こうした支え合う仕組みは、生活支援コーディネーターなどの専門職が福祉課題(ニーズ)と、自治会長や民生委員、ボランティアなど地域活動の担い手とのマッチングを行うことにより生まれています。
- また、県内各市町において、市町社会福祉協議会を中心に、自治会長や民生委員・児童委員、ボランティア等の協力により、高齢者サロンや子育てサロンなどの様々な活動が行われており、気づきや見守り合い、健康づくりの場となっています。

課 題

- 現在、活動者のネットワークとしてボランティアセンターがありますが、「複雑・多様化する地域ニーズを十分に把握できていない」、「地域ニーズを充足させる活動を実施している団体がない」など、地域ニーズと活動のマッチングがうまくできていないため、支援につながらない状況があります。
- 専門職が自身の専門外の福祉サービスや活動を把握しきれていなかったり、専門職と企業・ボランティア、NPOなどの多様な主体との連携が不足していることから、地域ニーズに対応しきれていない実態もあり、専門職と多様な主体との連携・協働を進める仕組みづくりが必要です。
- 一方、多くの子育て支援・応援活動がありますが、その情報が届かずに参加できない親子がいたり、町内会に入っていないため自治体の広報誌が届かないなどの理由から、住民に生活情報が十分に行き届いていないなどの状況があります。
- また、多数あるサロン等の場には専門職が赴くことは物理的に困難であり、そのため専門職とのつながりが薄く、住民が気づいた地域生活課題が日常生活圏域の関係機関まで伝わっていないといった課題があります。

取組の方向

① 多様な主体をつなぐ「支え合いの“わ”」の創出

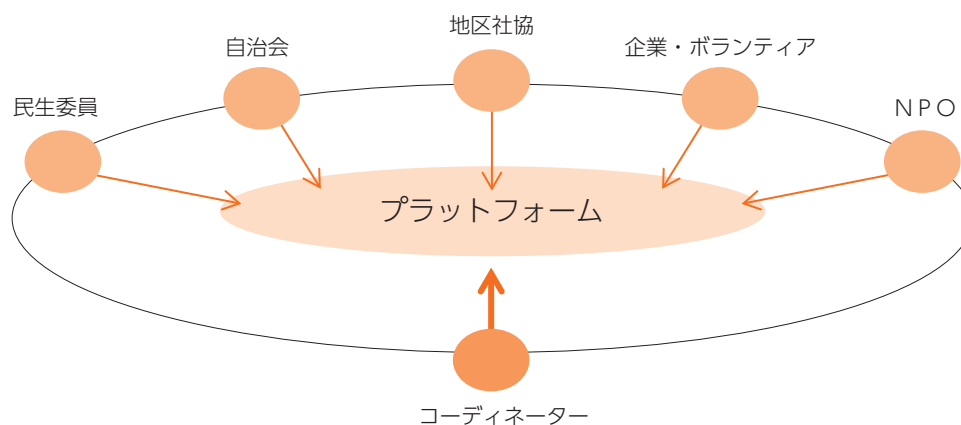
- 市町の実情に応じて、地域で支え合う力の低下や、自ら助けを求められない地域住民の課題に対応するため、地域住民と民生委員・児童委員、企業・ボランティア、NPO、まちづくり協議会等、多様な主体が連携・協働して地域生活課題を共有し、解決に取り組むことが出来るよう、「地域共生プラットフォーム」の形成に努めます。

- このプラットフォームでは、地域支え合いコーディネーター(仮称)がキーパーソンとなって、地域福祉に関心・意欲のある人(主体)と、地域の福祉課題(ニーズ)をつなぐことで、住民の抱える課題の重篤化の抑制やコミュニケーションの増加、共助による支え合いを進めます。

② 多様な主体が協働した活動の創出

- プラットフォームでは、定期的に情報交換会を行い、地域の課題を共有し、解決策を協議することで、「見守り」・「防災」・「子育て」・「環境美化」など、地域生活課題解決型の活動づくりを進めます。

《地域共生プラットフォームイメージ》



③ 地域共生型の相談・交流・活動の機会づくり

- 市町の実情に応じて、住民が身近な地域の情報を得たり、気軽に相談できるとともに、多世代・障害者などの住民が出会い、交流し、支え合うことができる活動の機会づくりに努めます。
- こうした活動の機会づくりの場は、お茶の間サロンや地区社協などの組織・活動等を発展させる方法や、民間施設や遊休施設等を活用して設置する方法等が考えられます。
- 子供から高齢者まで障害の有無を問わず、交流をしたり、地域の課題に取り組む活動に参加することで、住民同士の支え合いが生まれることが期待できます。
- また、人が集うことにより、会話が生まれ、困り事の相談がその中で自然に出てくることがあります。
- 地域支え合いコーディネーター(仮称)や専門職が、定期的に相談の場に出向き、相談を直接、受け付ける方法も考えられます。

第4章 支え合いを進めるための土壌と仕組みづくり

お茶の間サロン

【事例紹介】ダイヤサロン(三原市)

概要：昭和49(1974)年から分譲が開始された旧三原市西部にある大型団地。“いつでも、誰でも、気軽に集える地域の居場所をつくりたい”という住民の思いから、平成25(2013)年11月にお茶の間サロンを設置

開催日：毎週 月～金 (10:00～16:00)

場所：空き店舗を活用

活動費：寄付金、産直市、オタスケマン活動費、自治会費

オタスケマン活動の流れ

- ① 「ダイヤサロン」が窓口となり、電話・来所での申し込み受付
- ② あんしんサポーターが利用希望者を訪問し、依頼内容を確認
- ③ オタスケマンメンバーの得意分野を踏まえて活動者を決定
- ④ 助け合い活動の実施
- ⑤ 利用者から利用料(クーポン券)を受領、活動報告の作成
- ⑥ ふりかえり会議で活動状況の共有、課題は専門職と交えて協議

活動づくりで工夫したこと

- ① 自治会の活動として位置づけ取り組んだこと
「ダイヤサロン」、「オタスケマン活動」を自治会の活動として位置づけているため、利用者がボランティアも参加しやすい。
- ② 地域住民の声を仕組みに反映させること
全戸へのアンケートで申し込みの把握と活動の仕組みについて意見を集め、利用しやすい仕組みを検討。要称は、住民から募集し、「オタスケマン活動」に決定!
- ③ 利用料を有料にすること
人にお断りすることの気持ちの負担を減らすため、あえて有料の仕組みとした。事前にクーポン券を購入する仕組みにして、金銭トラブルを予防。
- ④ 計画を立て、世話人の目標合わせをしなからずめること
目標(めざす地域の姿)や活動づくりをする計画を立て、みんなで共有しながら話し合い、共有しなからずめることで、短い期間で活動実施へとつながった。
- ⑤ 同じベストを着て活動すること
オタスケマン活動中は、オレンジ色のベストを着用。地域に見えやすい活動にすることが目的。

最近では…

- 地域の関係者や専門職と一緒に「ふりかえり会議」を実施
民生委員や行政の高齢者相談センター、社協と一緒にオタスケマン活動の「ふりかえり会議」を定期的に実施。オタスケマン活動では対応が難しい困りごとを専門職と共有し、解決に向けて話し合う。
- 社協と協働して「オタスケマンの研修」を実施
利用者の困りごとに寄り添った活動ができるように、社協に協力してもらい、オタスケマン活動の心構えなどを学ぶ「オタスケマンの研修」を実施。



【事例紹介】くつろぎハウスよこた(安芸高田市美土里町)

概要：美土里町の中心に位置する中山間地域で地区内に商店や病院がない。民生委員の“地域で困っている人をほっとけん、何とかしたい”から平成28(2016)年11月にお茶の間サロンを設置

開催日：毎週 月・水 (9:30～16:00)

場所：美土里高齢者コミュニティC

活動費：参加費300円

「くつろぎハウスよこた」での買い物支援の仕組み


- ① 午前中にサロン参加者から希望商品の注文を受付
- ② スーパーへ希望商品を取りまとめ注文
- ③ 午後、スーパーから配達された商品を受け取り
- ④ 世話人が商品を袋に分け、参加者個々に集金して商品を渡す
- ⑤ 世話人がスーパーへお金をまとめて支払い

買い物支援の仕組みづくりで工夫したこと

- ① サロンを活用した買い物支援の仕組みを考えたこと
身近な場所にあり、地域の住民の集いの場であるサロンの特性を活かして、仕組みを考えた。スーパーをお願いして、お菓子や洗剤など商品種を豊富に、配達だけでなく、目で見て買い物ができるようにした。
- ② 横田地区だけでなく町域で活用できる資源を探したこと
地区内だけでなく町域の広い範囲で考え、協力してもらおうと探した。
- ③ スーパーに全てお願いではなく、地域でできることは一緒に
自分たちだけで考えるのではなく、地域のスーパーにも協力をお願いして仕組みを考えた。スーパーに無理なく協力してもらおうと、商品を袋につめたり、集金や商品を渡したりなど世話人でできることは行う。

最近では…

- サロンや世話人の連絡先を書いたチラシを配布
サロンで地域の人の困りごとを把握しようと、地域のひとり暮らし高齢者など気になる人に、サロンや世話人の連絡先を書いたチラシを配布し、心配ごとがあったらいつでも相談できることを周知。
- 横田お茶の間運営協議会へ専門職も参画
社協や地域包括支援センター、行政などにも運営協議会へオブザーバーとして参画してもらい、サロンで把握した困りごとの対応について話し合う。



引用：「小地域のお茶の間づくりVol.2」(2018.3発行 広島県社会福祉協議会)

地域共生型の相談・交流・活動の機会づくり

【事例紹介】草戸の家(福山市)

- 福山市光学区のサロン「草戸の家」は、空き家を譲り受けたNPO法人と福山市社会福祉協議会との連携による「誰もが共に暮らす地域づくり」の取組を進めています。
- 空き家を所有するNPO法人は、「地域住民が自由に集い、つながる場づくりをしたい」と、その活用方法を検討しており、相談を受けた福山市社協やボランティア希望者を中心に話し合い、平成31(2019)年4月、地域の誰もが集い、つながりづくりができる場として「草戸の家」をつくりました。
- 集いの場づくりのきっかけとして、駄菓子屋(毎週水曜日・10～18時)を開くところから始められました。利用者は順調に伸び、令和元年9月時点で、1日延べ30～40人の子供が利用しています。また、駄菓子屋スペース以外の3部屋を自由に開放し、子供同士が自由に遊んだり、保護者同士が親睦を深めています。
- 「草戸の家」の運営に当たっては、「駄菓子屋は子供たちのサロン」という認識をもち、子供が何でも言える環境づくりを心掛けておられ、「草戸の家」の中では、何があっても自己責任というスタンスをとられています。
- 近所の人からは、「まちが怖いくらい静かだったけど、今はにぎやかな声が聞こえてうれしい」という声も寄せられています。
- 「草戸の家」では現在、駄菓子屋のほか、高齢者向けの体操教室や、お母さんによる昼食会などが行われており、それぞれの取組をつなぎ、多世代での交流を深めていきたいと考えておられます。
- 今後は、地域の関係機関等とのつながりを更に深め、地域生活課題の解決を含めた取組をすすめる予定としており、活動の更なる拡がり期待されます。



第4章 支え合いを進めるための土壌と仕組みづくり

(2) 地域支え合いネットワークの構築

地域の生活課題を早期に発見し、相談を漏らさず受け止め、支援につなげる仕組みとして地域支え合いネットワークを構築します。

目指す姿

《5年後》

〔体制整備〕

- 全市町において、地域福祉計画が策定され、その計画に重層的なセーフティネットの構築が位置付けられており、地域の生活課題を早期に発見し、相談を漏らさず受け止め、支援につなげる仕組みづくりが始まっています。
- この重層的なセーフティネットの要となる地域支え合いコーディネーター(仮称)について、市町社会福祉協議会や地域包括支援センターの生活支援コーディネーターなどを養成し、市町の実情に応じて、日常生活圏域及び市町域への配置が進んでいます。
- 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関を始めとする様々な相談機能を活用して、経済的困窮、子育て、住まい、就労、ひきこもり等の課題を解決するため、市町域において、各分野が連携して総合的に対応できる相談支援体制の構築が進んでいます。

〔課題の掘り起こし〕

- 地域支え合いコーディネーター(仮称)が、関係専門職等と連携して地域をまわり、民生委員・児童委員、自治会役員などの地域の活動者との関係性を築くことにより、地域生活課題に係る情報が入るようになり、その情報に基づき、地域支え合いコーディネーター(仮称)が中心となって関係専門職等と連携してアウトリーチを行い、課題の掘り起こしを行っています。

〔課題の解決〕

- 地域支え合いコーディネーター(仮称)が把握した地域生活課題は、すぐに関係専門機関につなげ支援が行われるとともに、制度の狭間や複合的な課題については、関係する複数の専門職等が協力して、解決に向けた協議を行い、支援が行われています。
- また、市町の実情に応じて、インフォーマルな支援として、企業・ボランティアやNPOなど、多様な主体の協力を得ることができ始めています。

《10年後》

〔体制整備〕

- 全市町において、自治会などの小地域から市町域まで、「住民間」、「住民と専門職」、「専門職間」、「市町域の関係機関」がつながる重層的なセーフティネットが構築されており、地域生活課題を早期に発見し、相談を漏らさず受け止め、個人の自律を支えながら、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援（伴走型の支援）を提供することができています。

〔課題の掘り起こし〕

- 市町の実情により、地域支え合いコーディネーター（仮称）をはじめとした専門職と地域の活動者の関係もより深まり、地域と企業・ボランティアやNPOなどの多様な主体との直接のつながりもでき、見守り合いや支え合いの活動が進む中、住民間の気づきも多くなり、専門職に寄せられる情報も増加しています。
- こうした情報等を基に、地域支え合いコーディネーター（仮称）など専門職によるアウトリーチも増加しており、本人が支援の必要性を感じていない場合でも、アウトリーチすることにより、状況が重大になる前に発見することができ、とりかえしのつかない状態になることの未然の予防にもつながっています。

〔課題の解決〕

- 更なる高齢化等により、高齢者の単身世帯も増え、地域生活課題は複雑化してきておりますが、これまでの解決事例の蓄積や他の市町での解決事例の共有により、解決策のノウハウもできてきています。
- また、多様な主体との協力についても、関係性が深まり、スムーズに地域生活課題とのマッチングができるとともに、様々な活動が生まれています。

現 状

- 本県では、各市町において県内125の日常生活圏域に、地域包括ケアシステムが構築され、地域包括支援センターで高齢者の相談を受けるとともに、市町社会福祉協議会や地域包括支援センターに、高齢者の生活支援や介護予防の取組の充実を目的に生活支援コーディネーターを配置し、高齢者のニーズとボランティア等の地域資源とのマッチングにより、多様な主体による生活支援の充実に取り組んでいます。
- 障害者への支援については、各市町の日常生活圏域において、相談窓口や相談支援事業所による相談支援が行われています。また、8市では市域に基幹相談支援センターを設置し、対応困難なケースについての助言等を行っています。
- 子育てへの支援については、妊娠・出産から子育て期まで、母子保健と子育て支援が一体となった「ひろしま版ネウボラ」のモデル事業を開始し、尾道市、福山市、三次市、府中町、海田町、北広島町において、ワンストップによる切れ目のないサポート体制の整備を進めています。
- 平成27(2015)年4月、生活困窮者自立支援法の施行により、生活保護に至る前の生活困窮者への自立の支援を強化することとされ、各市町において、自立相談支援機関を設置し、生活困窮者の様々な課題を受け止め、支援しています。
- 平成30(2018)年7月豪雨で被災した世帯には、地域支え合いセンターの生活支援相談員により、アウトリーチが行われ、関係機関と連携しながら、適切な支援へつなぐことができています。

第4章 支え合いを進めるための土壌と仕組みづくり

課題

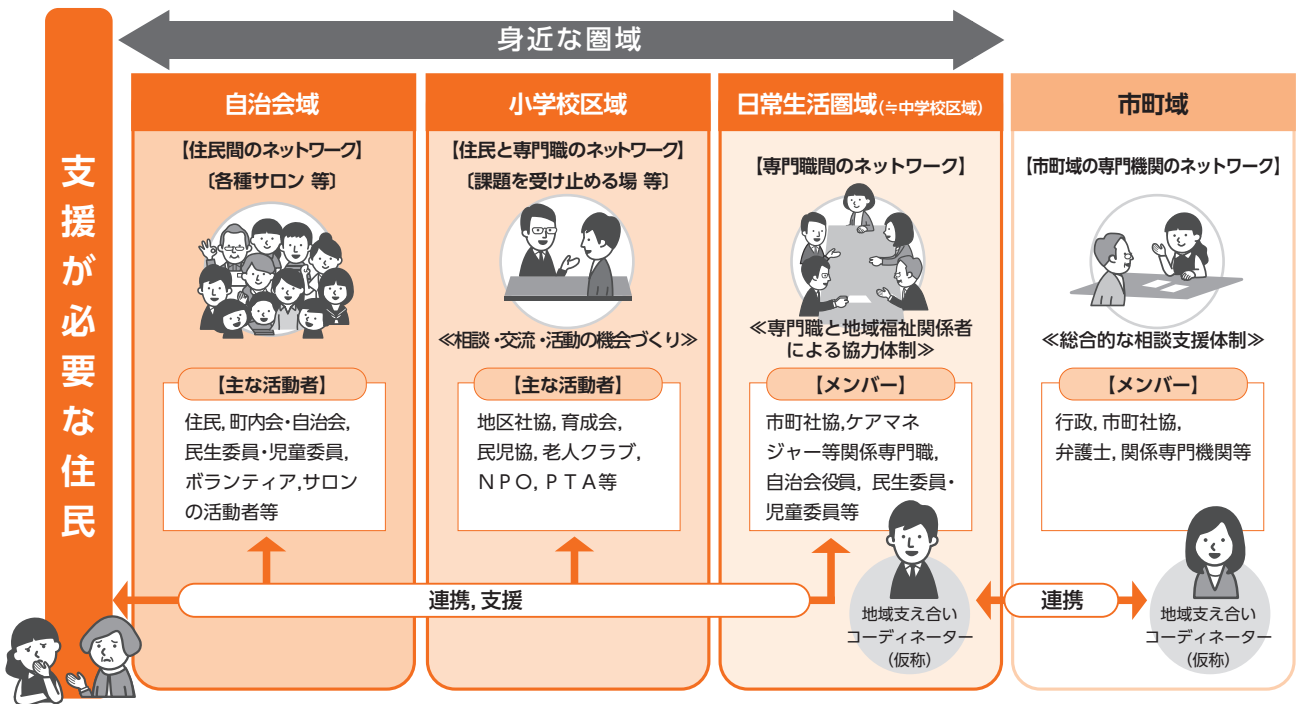
- 高齢者や障害者などの対象者別の支援は充実が図られていますが、8050問題、ダブルケア、ひきこもりなど、福祉課題は多様化・複雑化しており、既存の制度では解決が困難になっています。
- 医療的ケア児やその家族、難病患者、矯正施設退所者など地域の課題として共有されにくい問題もあります。
- 自治会域、小学校区域では、住民が異変に気づいても、身近な圏域に相談窓口がなく、専門職とつながる機会が十分に確保されておらず、専門職が孤立者等の課題を抱えた人の状況を十分に把握できていません。
- 日常生活圏域では、分野別の専門職が活動していますが、他の専門職と連携した地域生活課題への対応が十分にできていません。
- 市町域では、自立相談支援機関が、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、本人やその家族等からの相談に応じ、関係機関と連携・協働しながら、適切な対応につなげていますが、行政組織が制度によって縦割りになっているなどの理由から、自立相談支援機関との連携が不十分であるなど、市町によっては、その対応には差があります。
- 住民と専門職、専門職同士のつながりをコーディネートできる専門職がないため、専門機関が連携できておらず、適切な支援につながっていないケースもあります。
- ひきこもりやゴミ屋敷などの制度の狭間や複合的な課題の解決に当たっては、地域での見守り合いや支え合いを進めるための地域づくり、生きづらさを感じている人へのアウトリーチ、地域と専門職、専門職間の分野横断的な連携を密にする必要があります。
- また、自治会域から市町域までの切れ目のない連携と、専門職・関係機関の連携を強化する必要があり、自治会域、小学校区域、日常生活圏域、市町域間で、住民と専門職、専門職同士のつながりをコーディネートできる専門職を配置していく必要があります。

取組の方向

① 地域支え合いネットワークの構築

- 市町の実情に応じて、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関の機能や県内125圏域で構築されている地域包括ケアシステムの機能の強化、地域支え合いセンターの包括的な相談支援体制の活用などにより、自治会域、小学校区域、日常生活圏域、市町域の圏域において、「住民間」、「住民と専門職」、「専門職間」、「市町域の専門機関」が連携・協働する重層的なセーフティネットを構築し、地域住民の主体性が発揮され、福祉専門職等との協働により、誰もが身近な地域に必要な支援を継続的に受けることができる「地域支え合いネットワーク」づくりを進めていきます。

《地域支え合いネットワーク イメージ》



〔達成目標〕

具体的項目	現状	目標
市町地域福祉計画に地域支え合いネットワークの構築を位置付けた市町数	1市町 〔R 1年度〕	全市町 〔R 6年度〕

② 地域支え合いコーディネーター (仮称) の養成・配置

- 市町の実情に応じて、日常生活圏域と市町域に、市町社会福祉協議会や地域包括支援センターの生活支援コーディネーターなどを養成して、地域支え合いコーディネーター (仮称) の配置に努めます。

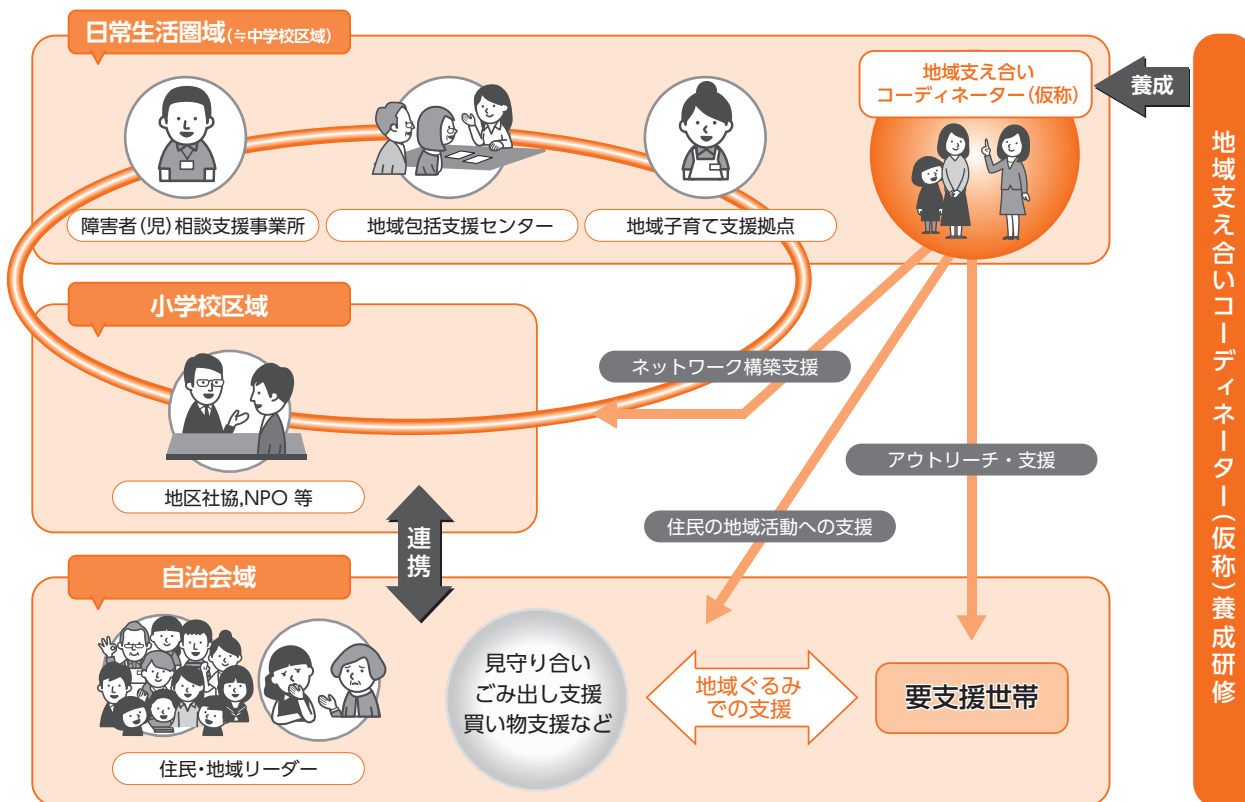
◆地域支え合いコーディネーター (仮称) の配置ケース

- ・専門職として配置
- ・行政職員・生活支援コーディネーターとの兼務
- ・市町社会福祉協議会職員のチームとして配置 など

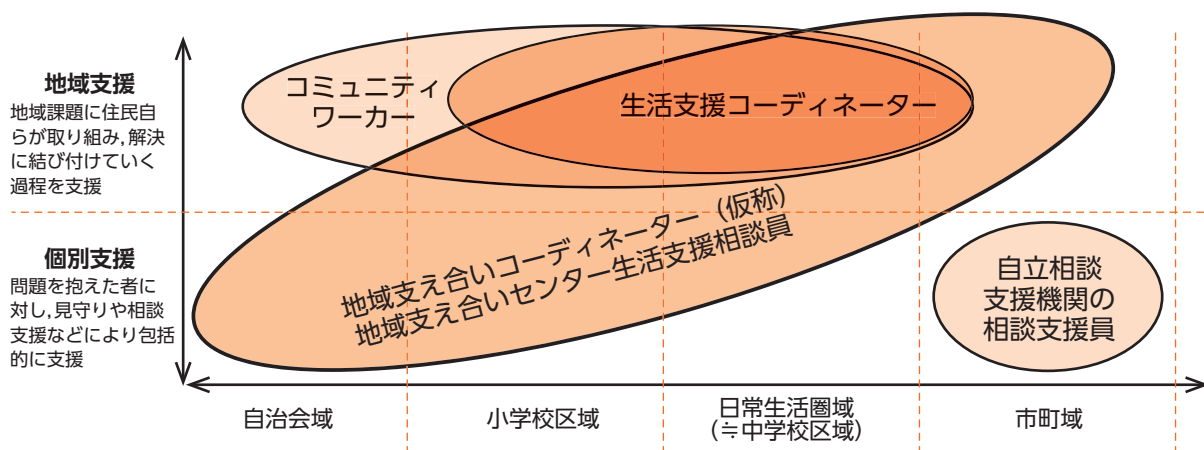
《地域支え合いコーディネーター (仮称) の役割》

- 地域福祉関係者 (民生委員児童委員、自治会役員) との連携を図り、支援を必要とする世帯や気になる世帯の把握に努めます。
- 地域住民からの相談などを基に、気になる世帯や人に対し、アウトリーチを行い、課題の掘り起こしを行います。
- 個人の支援や個人を支える地域を支援するため、地域での学びや居場所の仕組みづくり、住民と企業・ボランティア、NPOなど多様な主体とのつながりづくり、住民と専門職との協働を支援します。
- 既存の制度にはつながらない問題を発見し、課題化し、専門職の分野横断的なつながりをコーディネートすることで、解決に導きます。

第4章 支え合いを進めるための土壌と仕組みづくり



【参考】地域支え合いコーディネーター(仮称)と専門職の関係性



【参考】コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の役割分担ケース例

(「市町村におけるCSWの配置事業に関する新ガイドライン」(大阪府)より)

- ① 一人一地区担当制: 担当地区の個別支援・地域支援を同一のCSWが実施
 - ② 複数地区複数担当制: 2つの地区に2人のCSWを配置するなど、複数の地区を複数のCSWが連携し、個別支援・地域支援を実施
- ※人員不足等のため、一人のCSWが担当する地区が広すぎる場合は、地区内の相談機能を充実させるなど、CSWに過度の負担がかからないように配慮することが必要

③ 市町域における包括的な相談支援体制の構築

- 就労の状況, 心身の状況, 社会とのつながりなど様々な事情から, 経済的に困窮し, 最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対し, 早期に把握し, 課題がより深刻になる前に解決を図る必要があることから, 市町域では, 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関を始めとする様々な相談機能を活用して, 経済的困窮, 子育て, 住まい, 就労, ひきこもり等の課題を解決するため, 各分野が連携して総合的に対応できる相談支援体制の構築に努めます。

第4章 支え合いを進めるための土壌と仕組みづくり

2 地域共生社会の実現に向けた推進体制

(1) 推進組織の設置

- 地域共生社会の実現に向けて、その実効性を担保するためには、モデル事業を実施する市町の取組支援、モデル事業の効果検証、地域福祉支援計画の進行管理と評価、施策の具体的プログラムの策定・推進、市町との連携等を、地域福祉の専門的な見地を踏まえながら、実施していく必要があります。そのため、重層的なセーフティネットの構築に向け、市町の取組を支援する体制づくりを進めていきます。

(2) 市町の取組に対する県の支援

- 社会福祉法の改正により、平成30(2018)年4月から、市町地域福祉計画の策定が努力義務となっており、県内では、平成31(2019)年4月時点で、15市町が地域福祉計画を策定しています。
- また、改正社会福祉法では、市町は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するよう努め、市町地域福祉計画に記載することで、計画的な体制整備を図ることとされました。
- 今後、各市町が地域福祉計画を新規策定・改定する際には、包括的な支援体制の整備などを計画に位置付ける必要があるなど、計画的な地域福祉を推進することが求められています。
- また、地域福祉計画未策定の市町に対して、市町の実情や未策定となっている要因等を確認し、早期の策定に向けた働きかけを行います。
- モデル事業を実施する市町の取組支援として、地域支え合いコーディネーター(仮称)の養成研修や、地域共生プラットフォームの設置・運営、活動づくり等に係る助言などを行います。